

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法は、近年の急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主等様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくことを目的として制定されたものです。また、女性活躍推進法は、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることを目的として定められたものです。

上記法に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間の計画を策定し、取り組みを実施することとなりましたのでお知らせします。

なお、目標達成のための具体的な対策について、おって実施していきますので、職員各位におかれましても御協力方よろしくお願ひします

社会福祉法人章佑会行動計画

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

・ 諸制度に関する情報を該当社員に積極的に提供。質疑応答及び個別相談の機会の設置。配置転換など、円滑な職場復帰への配慮を実施する。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修会への参加を実施する。

〈対策〉

- ・ 平成28年4月1日～ 管理職の研修会への参加の呼びかけ。
- ・ 上記研修会参加後、研修内容を集約し、各事業所へ情報提供する。

目標3：管理職に占める女性職員の割合を30%以上維持する

〈対策〉

- ・ 優秀な女性職員について、将来の管理職就任を見据えた育成等の実施。

目標4：女性の育児休業取得率を100%にする

〈対策〉

- ・ 既存職員及び新規採用職員に対する諸制度の説明・周知。
- ・ 諸制度についての情報提供を本部から各管理職に対し継続的に実施する。